

令和5年度 建設環境委員協議会・所管事務調査

令和5年9月20日

公園の在り方について

～みんなで考える公園利用～

土木部 みち・みどり室

1. 公園の概要

2. 公園の現状と課題

3. みんなが楽しめる公園への取り組み

1. 公園の概要

・公園の効果

公園の有する多様な効果を都市、地域、市民のために最大限に活用することが重要

効果	内容
防災向上	災害発生時の避難地、防災拠点となることによって都市の安全性を向上させる効果
環境維持・改善	生物多様性の確保、ヒートアイランドの解消等の都市環境の改善をもたらす効果
健康・レクリエーション空間提供	健康運動、レクリエーションの場となり心身の健康増進等をもたらす効果
景観形成	季節感を享受できる景観の提供、有効な街並みの形成効果
文化伝承	地域の文化を伝承、発信する効果
子育て、教育	子供の健全な育成の場を提供する効果
コミュニティ形成	地域のコミュニティ活動の拠点となる場、活性化をもたらす効果
観光振興	観光客の誘致等により地域の賑わい創出、活性化をもたらす効果
経済活性化	企業立地の促進、雇用の創出等により経済を活性化させる効果

都市公園の役割は、大きく

存在効果と利用効果に分けられる。

■ 都市公園が存在することにより得られる効果

生物の生息環境

緑の適切な配置による
良好な街並みの形成

省エネルギー化
(屋内外の気温の調節)

緑陰の提供、気温の緩和、
大気汚染の改善



延焼の遅延や防止

都市景観に潤いと秩序を
与える



災害時の避難場所

行楽・観光の拠点

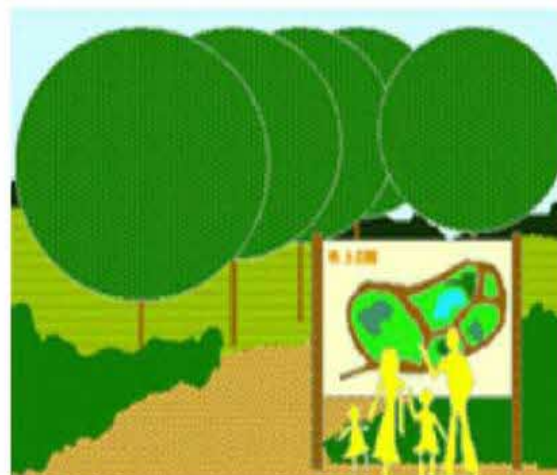
出典：H24公園緑地マニュアル
日本公園緑地協会

■ 都市公園を利用することによって得られる効果

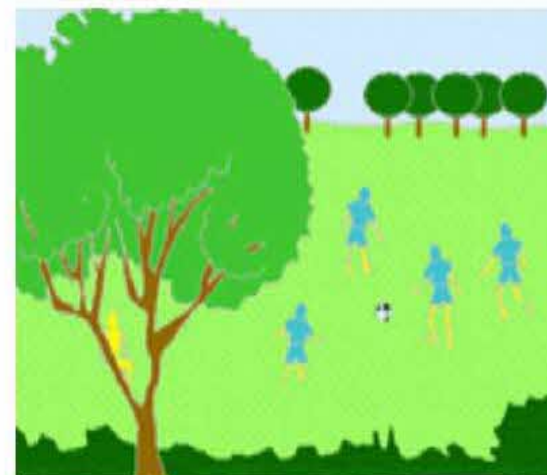
休養・休息の場



教養、文化活動等様々な
余暇活動の場

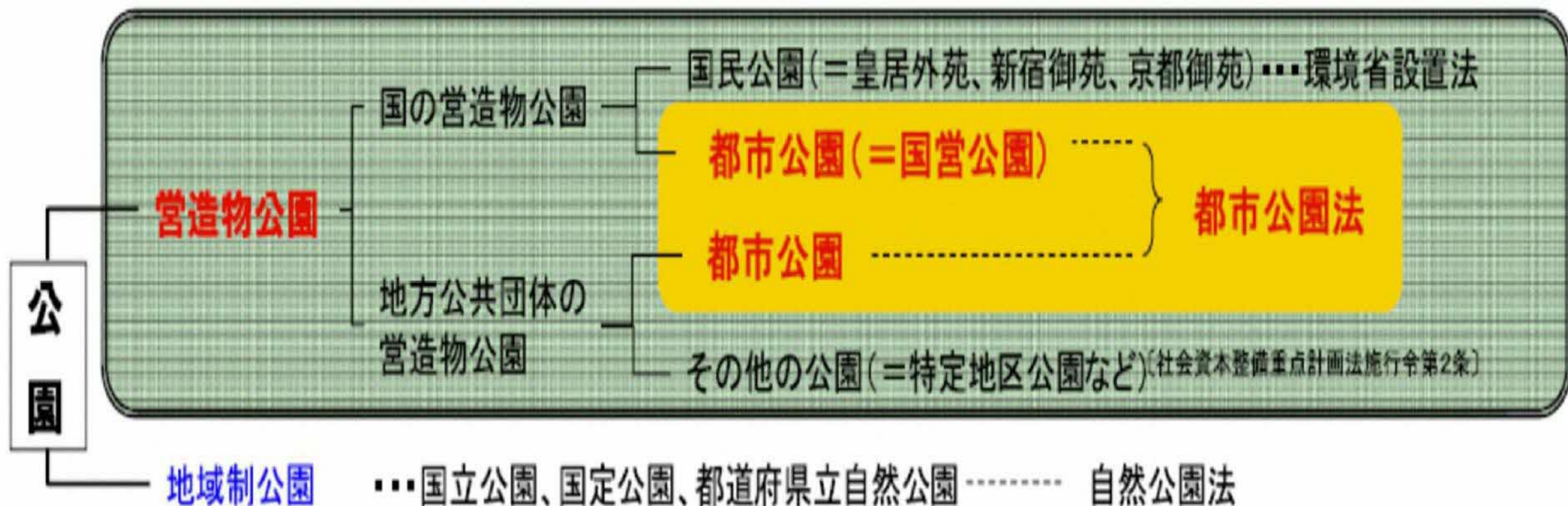


子供の健全な育成の場・
競技スポーツ健康運動の場



出典：H24公園緑地マニュアル日本公園緑地協会

公園の種類



営造物公園 ... 国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権原を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出し一般に公開する営造物である。

地域制公園 ... 国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権原に関係なく、その区域を公園として指定し土地の利用の制限や一定の行為の規制等によって自然景観を保全することを主な目的とするもの。

・公園の分類

※この他に自然巡回路や緑地、緑道、ちびっこ広場などがある

名称		公園数	概要
帰属	小規模公園 ※名称は自治体により異なる	409	市が管理する公園で、1ヶ所当たり面積0.05ha未満の公園。開発行為等に伴い設置。開発区域面積5,000㎡以上の場合、その面積の6%以上の公園が設置※され、市に帰属される。※令和3年以前は3,000㎡以上、3%
主に都市計画決定された公園	住区基幹公園	70	主として、街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲を目安に、1ヶ所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	11	主として、近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1近隣住区当たり1ヶ所を誘致距離500mの範囲を目安に、1ヶ所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	2	主として、徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1地区当たり1ヶ所を誘致距離1kmの範囲を目安に、1ヶ所当たり面積4haを標準として配置する。
	都市基幹公園	1	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ、1ヶ所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	緩衝緑地等	1	史跡、名勝、天然記念物等の文化財の保護・活用及び風土の保全を図り、広く一般に供することを目的とする公園で、文化財の重要性等に応じ適宜配置する。
	大規模公園	1	主として一つの市町村区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等の広域的なブロック単位毎に容易に利用可能な場所に、1ヶ所当たり面積50ha以上を標準として配置する
	国営公園	1	主として一つの市町村区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として、国が設置する大規模な公園1ヶ所当たり面積概ね300ha以上を標準として配置。

公園の配置模式図

※配置の考え方を図化した模式図であり、実際の配置計画とは異なる



開発行為に伴い、小規模公園が設置されるため、計画的に市が整備する公園（都市計画決定公園）と異なる

- 街区公園**（4箇所／1住区）
誘致距離 = 250m
- 近隣公園**（1箇所／1住区）
誘致距離 = 500m
- 地区公園**（1箇所／4住区）
誘致距離 = 1km

■ 帰属による公園整備

開発行為による公園の帰属 → 主に小規模な公園整備



開発で提供された公園 (125.33㎡)

- ・ 枚方市都市計画法に基づく公園整備に係る開発許可基準の技術的細目に関する条例

【令和3年度まで】

開発区域面積	公園等の割合	提供公園の最低面積
3,000㎡以上	3%	90㎡

【令和4年度以降】

開発区域面積	公園等の割合	提供公園の最低面積
5,000㎡以上	6%	300㎡

枚方市の主な 公園・緑地



	JR学研都市線		都市計画公園 (近隣公園以上)・緑地
	京阪本線、京阪交野線		その他主要な公園など
	幹線道路		里山
	市街化区域		農地(市街化調整区域内)
	河川		



出典：枚方市都市計画マスタープラン

■ 風見の丘公園（街区公園）：0.25ha 津田山手1丁目



■車塚公園（地区公園）：5.02ha 小倉東町



■ 王仁公園（総合公園）：9.29ha 王仁公園町



■百濟寺跡公園（特殊公園）：2.15ha 中宮西之町



2. 公園の現状と課題

公園の現状

- ①公園の維持管理内容～事故を未然に防ぐために～
- ②遊具の点検と設置・更新
- ③枚方市都市公園条例(行為の制限)
- ④公園についての苦情と対応事例

公園維持管理（点検パトロール）

公園内安全管理

清掃・ゴミ回収

（都市公園 1回/週、小規模公園 1回/月）

さらに、公園によっては清掃協力（シルバー、アダプト、自治会等）

⇒ 樹木・遊具施設等損傷確認

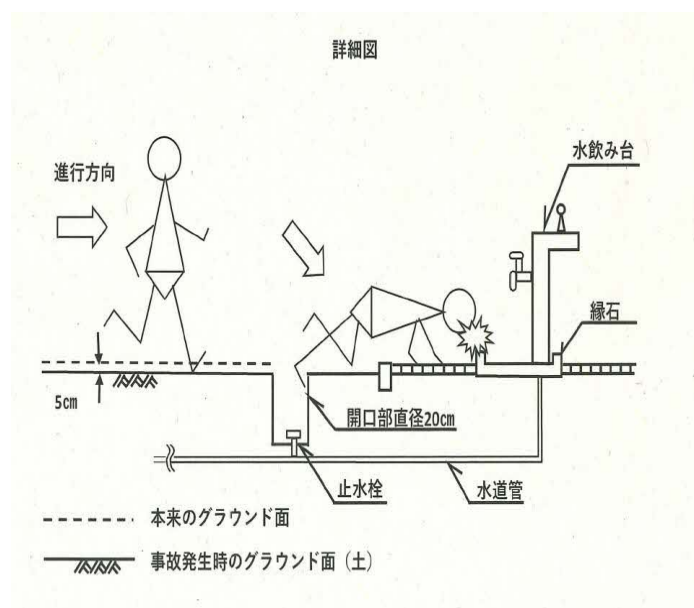
週末巡回パトロール（防犯）

⇒ 地域によっては警察へ協力依頼

夏期巡回パトロール（防犯）

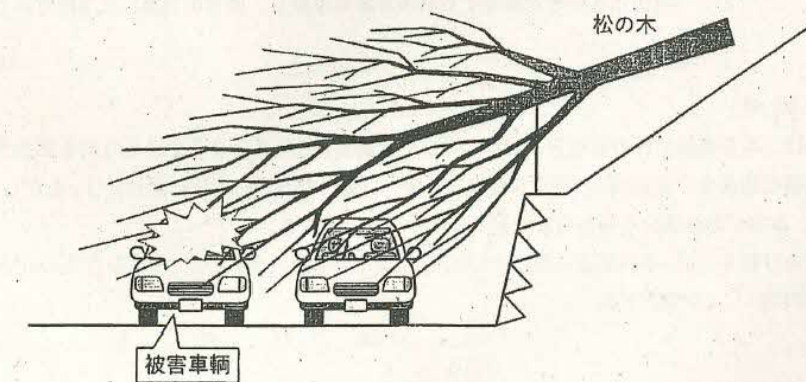
公園の事故

R4年度：
印田ふれあい公園



R2年度：
宮前緑地

断面図



公園維持管理（点検パトロール）

< 公園遊具 >

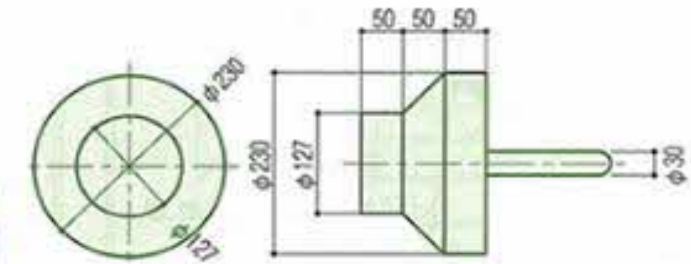
遊具安全点検

遊具安全領域点検（最初1回）

遊具劣化点検（毎年）

■ 開口寸法

子どもの体形は胴体より頭部の方が大きいため、胴体が入って頭部が抜けない状況が一番危険な状態となります。このため、遊具の開口部は胴体が入らない構造とするか、胴体が入る場合は頭部が通り抜ける構造としなければなりません。



JPFA点検器具A
 φ230：児童の頭部サイズ
 φ127：幼児の胴体サイズ

暮らしのなかでの身近な安全マーク				
	SPLマーク	SGマーク	BAAマーク	STマーク
マーク				
対象となる製品	公園の一般製品	家電製品	自転車	おもちゃ
認定する協会	(一社) 日本公園施設業協会	(一財) 製品安全協会	(一社) 自転車協会	(一社) 日本玩具協会



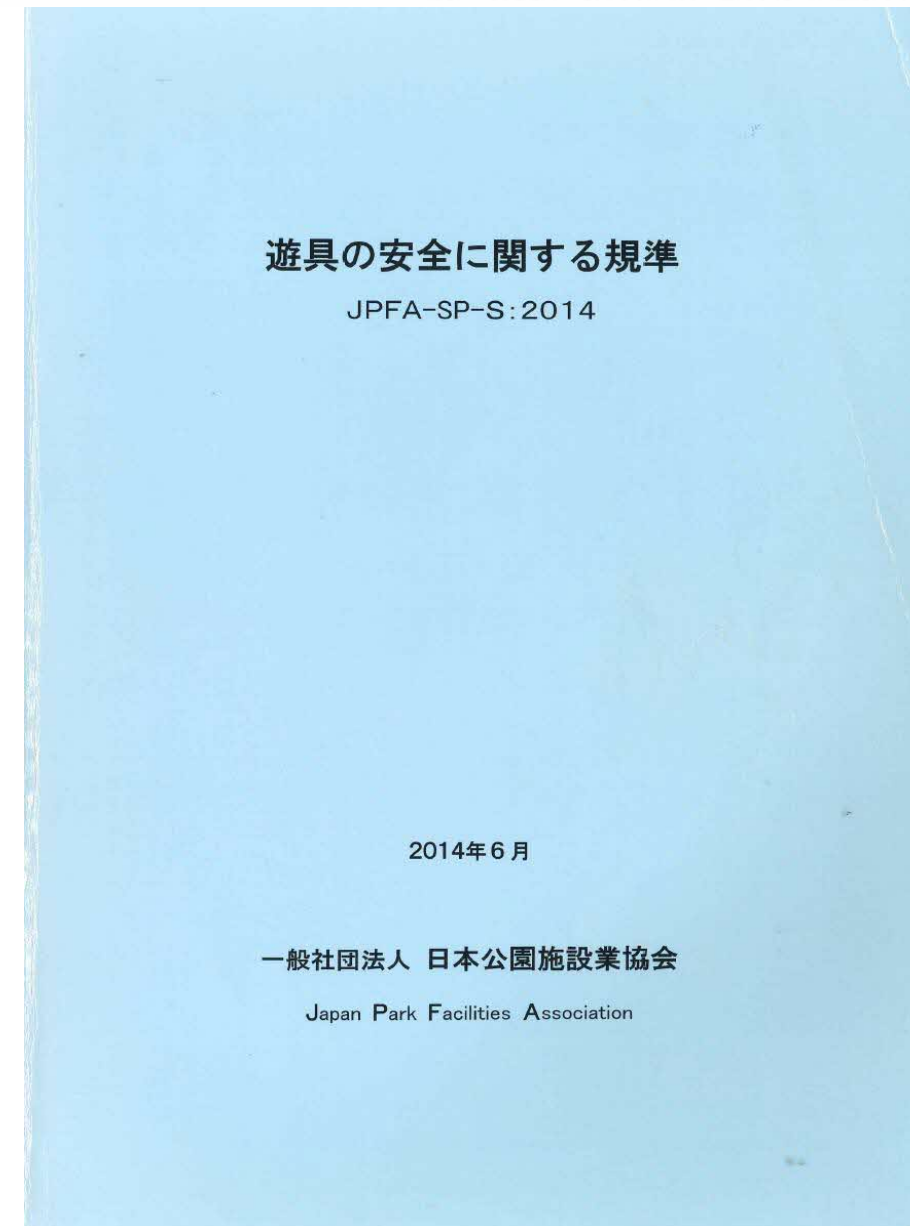
1歳から3歳の幼児には大人が必ず付き添って下さい



3歳から6歳の幼児には大人が必ず付き添って下さい



年齢表示シール



遊具の安全に関する規準

JPFA-SP-S:2014

2014年6月

一般社団法人 日本公園施設業協会

Japan Park Facilities Association

公園から消えつつある遊具（参考）



遊動円木

- ・本気で漕ぐと乗者が吹飛ぶ ⇒ 全て撤去済
- ・近寄り危険



回転ジャングルジム

- ・回転しすぎて吹飛ぶ
- ・回転中、近寄り危険

⇒ 埋めて固定し
ジャングルジム
として活用あり



箱型ブランコ

- ・ブランコごと吹飛ぶ
- ・立漕ぎ危険
- ・押して戻ったブランコに衝突

⇒ 全て撤去済



スプリング遊具

- ・体重が重いと落ちて危険
- ・金属部分の劣化状態の把握が難しい

⇒ 更新に合わせ

順次撤去

公園遊具の設置（枚方市）

<健康遊具の設置> 健康づくり

現在：24公園（57基）

- R4年度 ▶ 香里ヶ丘ウエストヒルズ公園（2基：香里ヶ丘6丁目）
- ▶ 小規模435公園（1基：西牧野1丁目） 他



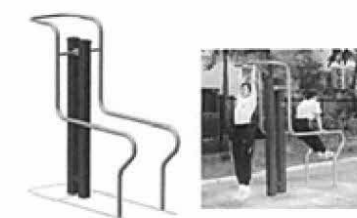
■参考資料（健康器具系施設の例）



背伸ばし運動ができる施設



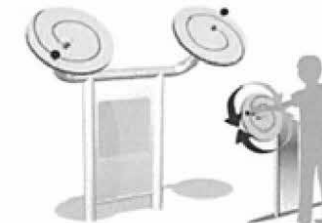
ストレッチ運動ができる施設



懸垂運動などができる施設



ジャンプ運動ができる施設



肩回し運動ができる施設



足つぼを刺激する施設

都市公園における遊具の安全確保に関する指針
国土交通省資料（H26）

<運動遊具の設置> 幼児が遊べる（親子で遊べる）

- R4年度 ▶ 宮之阪さくらの丘公園（1基：宮之阪2丁目）
- ▶ 香里ヶ丘ウエストヒルズ公園（1基：香里ヶ丘6丁目）
- ▶ 小規模公園（2基：西牧野2丁目） 他



<枚方市都市公園条例>

(行為の禁止)

第3条 公園においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、竹木等の物件を堆たい積すること。
- (4) 土石の採取その他土地の形質を変更すること。
- (5) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) はり紙若しくははり札をし、又は広告その他これに類するものを表示すること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ自動車等を乗り入れ、又は放置すること。
- (9) たき火をし、又は火気をもてあそぶこと。
- (10) 公園施設をその用途外に使用すること。

<枚方市都市公園条例>

(行為の制限)

第4条 公園において、次の行為をしようとする者は、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。ただし、市長が入場券等を発行するときは、申請書を提出することを要しない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
- (4) 有料施設(駐車場を除く。)を使用すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公園の全部又は一部を独占して使用すること。

2 前項の許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

3 市長は、第1項各号に掲げる行為が次の各号(会議室の使用以外の行為にあつては、第3号及び第4号を除く。)のいずれかに該当するときは、同項又は前項の許可を与えない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 公園施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 祭事等の宗教行事又は布教活動に該当すると認めるとき。
- (4) 入会、寄附等の勧誘その他これに類する行為(市長が特に認めるものを除く。)を伴う活動に該当すると認めるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。
- (6) 管理運営上支障があると認めるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不適當と認めるとき。

4 市長は、第1項又は第2項の許可に公園の管理上必要な範囲内で、条件を付することができる。

・公園の現状

< 現 状 >

枚方市公園の苦情

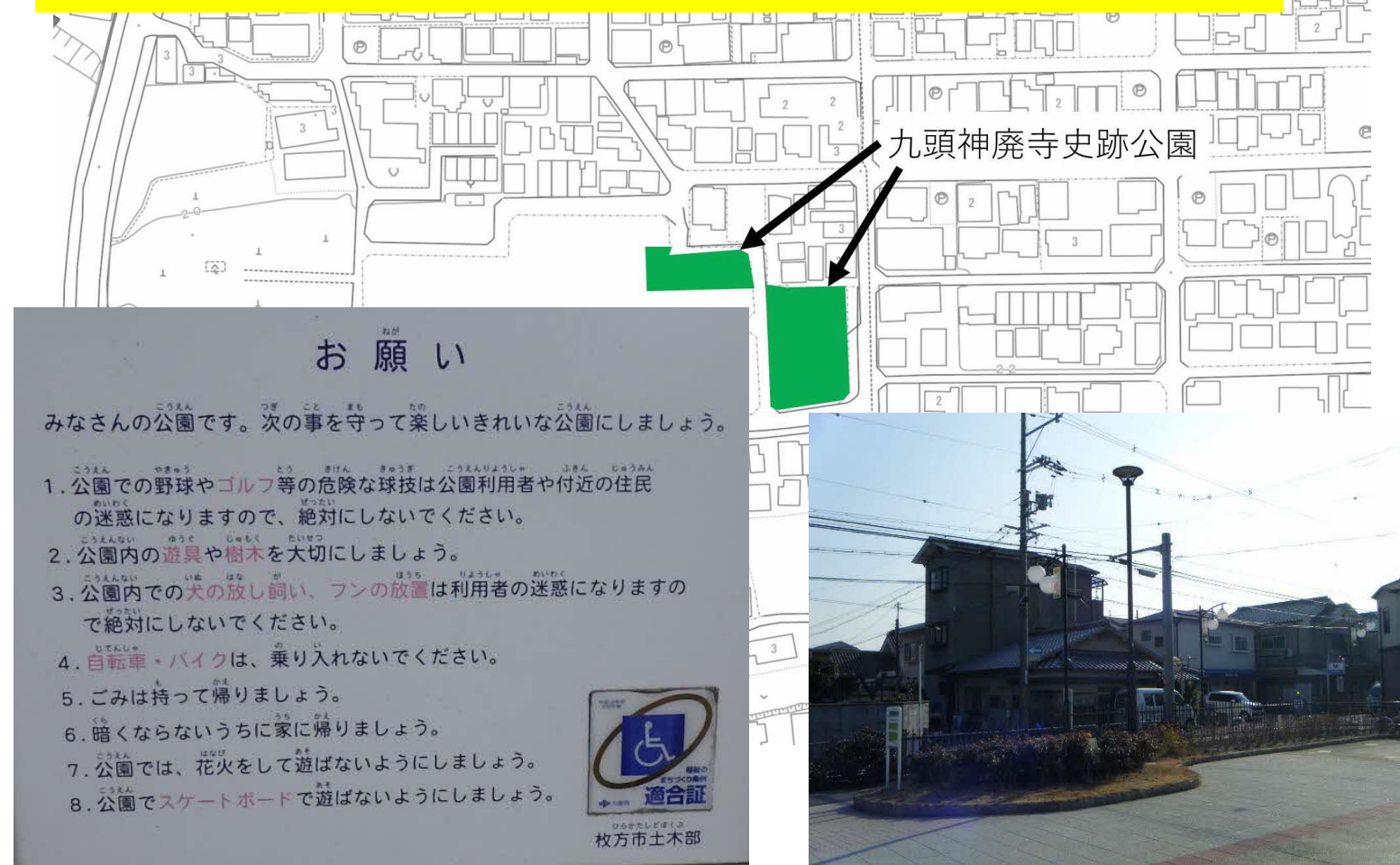
単位 (件数)

内容 \ 年度	R1	R2	R3	R4
施設損壊	139	155	170	149
設備不良(水道・排水)	174	206	200	211
遊具不良	32	53	65	52
看板設置	43	126	129	111
樹木剪定	135	166	202	190
除 草	167	123	99	220
害虫駆除	48	47	43	51
ゴミ回収・清掃	353	348	94	155
その他	316	601	571	414
合 計	1371	1825	1573	1553

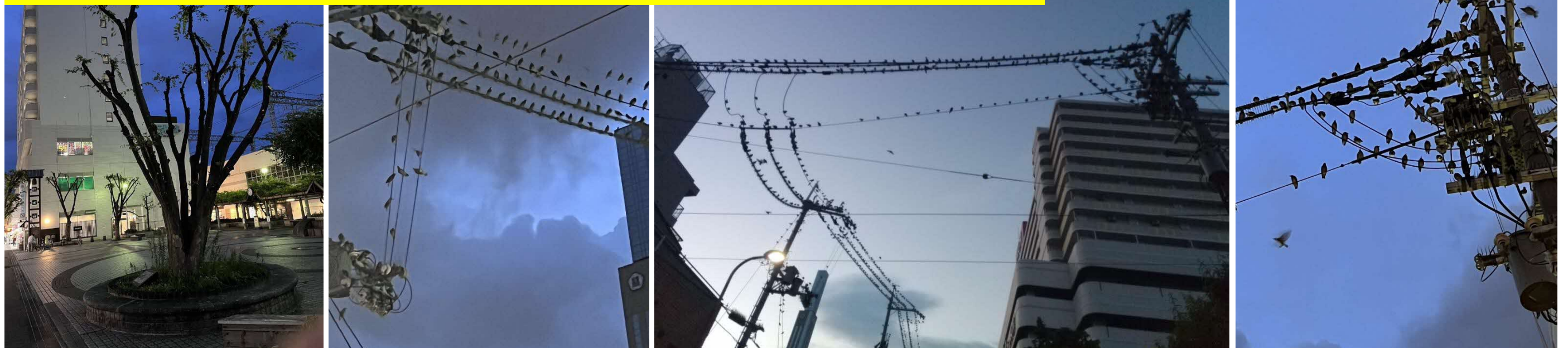
・危険（ゴルフクラブ振り回し）⇒ 指導



・夜間騒音（騒ぎ声、スケボー）⇒ 消灯



・ムクドリ（夜間）の騒音、フン害 ⇒ 公園樹木剪定、電線防護



・公園ハチの巣 危険 ⇒ ハチの巣駆除

・アリ大量発生 ⇒ アリの駆除

・ 夜間騒音（バスケットボール）⇒ 看板設置



注意
 危険な花火、大きな音、騒音、周辺住民に迷惑になるような行為等はやめましょう。
 枚方市

・ 昼間騒音、危険（ボール壁打ち）⇒ 看板設置



注意!!
 テニス・サッカーボール等の壁打ちは、のり面保護の為、禁止します。
 枚方市 みち・みどり室

・ ボール遊び（隣家に入る、道路へ飛び出る）⇒ 看板内容 「球技禁止」 「危険な球技禁止」



野球・サッカー・ゴルフ等の
危険な球技禁止!
 枚方市

あぶない!
 家に向かって石やボールをなげないでください
 枚方市
危険で騒音等迷惑の
かかる打ち上げ花火
爆竹等は禁止します!
 枚方市

看板いっぱい!
ダメ!ダメ!ダメ公園!!

(昔) 多くの子供達が自由にボール遊び

(今) ボール遊びで周辺から苦情多数

⇒ 本来、「公園は自由に遊べる場所」 27

3. みんなが楽しめる公園への取り組み

みんなが楽しめる公園へ ～3つの取り組み～

公民連携で公園の魅力を向上

- 指定管理者制度
- P-PFI事業 など

地域と連携した公園管理運営

- 小規模公園での取り組み

公園利用のルールづくり

- 地域とローカルルールづくりの事例

●課題と取り組み ～みんなが楽しめる公園へ～

【課題】

社会情勢の変化などに伴う公園への
市民ニーズの多様化と高度化への対応

取り組み ▶▶▶ 公民連携で公園の魅力を向上

- ①公園の活性化(イベントの実施や見どころづくり等)
- ②ニュースポーツの施設整備(フットサル・スケートボード場整備)
- ③公園の利便性向上(公園施設の活用)
- ④市民協働による緑化活動(アダプトプログラム等)

①公園の活性化 ➡ 指定管理者制度(管理運営についての民間活力の導入)

- 5公園一括で公園全域の指定管理者制度を導入
- ➡ イベント実施やサービス向上の取り組み

王仁公園 王仁公園プールの開園

4年ぶりの開園！7月1日～8月31日

約5万人の来場者



サービス向上の
取り組みの一例

- (夏季)
- ・利用促進グッズ
- ・学童向けスイミングスクール
- (夏季以外の利用)
- ・カヌー教室



市民の森～鏡伝池緑地～

講習会や展示会は継続しつつ、

開園時間の拡大や地元中学校との連携、

新たな見どころづくりなど

サービス向上や地域連携を推進

市民の森
2023年
7～9月

利用者サービス拡大のため
開園時間を延長します

7月・8月
→ 7:15～19:00

6月・9月
→ 8:00～18:00



楠葉中学校 1年生による
市民の森をプロデュース
発表展示

8月11日(金)～8月20日(日)

SDGsを学ぶ生徒さん達が
【市民の森】について
いろいろ考え、作ってくれました！

事務所棟 2階展示室にて
9:30～16:30
<入場無料>

イベント開催

公園で
スポーツ
デビュー

保存版

myLARK

<p>広報 9月号</p> <p>パークヨガ</p> <p>日程 10月7日(土)</p> <p>時間 9:45～11:00</p> <p>場所 香里ヶ丘中央公園</p> <p>参加費 1,000円</p> <p>小学生～どなたも</p> <p>風を感じながら、ゆったりリフレッシュ</p>	<p>広報 8月号</p> <p>パークでフラダンス</p> <p>日程 9月9日(土)</p> <p>時間 10:00～11:15</p> <p>場所 王仁公園</p> <p>参加費 1,000円</p> <p>小学生～どなたも</p> <p>音楽に合わせて、基本のステップから</p>	<p>広報 9月号</p> <p>モノづくりクラブ体験</p> <p>親子でもご参加いただけます！</p> <p>小学生向け</p> <p>第一弾 牛乳パックでハロウィンランタンを作ろう！</p> <p>日程 9月24日(日)</p> <p>時間 10:00～11:30</p> <p>場所 王仁公園(屋内)</p> <p>参加費 1回600円</p>
<p>広報 10月号</p> <p>パークストレッチ</p> <p>日程 11月2日(木)</p> <p>時間 10:00～11:15</p> <p>場所 香里ヶ丘中央公園</p> <p>参加費 1,000円</p> <p>大人向け</p> <p>自然の中で心地よく、全身を伸ばしましょう</p>	<p>広報 10月号</p> <p>ゼロからはじめる王仁公園サッカースクール</p> <p>日程 11月13日～</p> <p>時間 幼児 17:15～18:15 小学生 18:30～19:30</p> <p>場所 王仁公園</p> <p>参加費 11,000円</p> <p>枚方市がホームタウンのJFL所属「FCティアモ枚方」スタッフが直接指導します！</p>	<p>広報 11月号</p> <p>夜空のダイヤモンドを探そう！</p> <p>星空案内人が星の話と夜空をご案内します</p> <p>日程 11月26日(日)</p> <p>時間 (1)17:15～18:45 (2)19:00～20:30</p> <p>場所 王仁公園(屋内)</p> <p>参加費 1家族600円</p> <p>※3人以上は1人分無料</p>
<p>毎週火曜日 水曜日</p> <p>グラウンドゴルフDAY</p> <p>※参加費によって時間が異なります</p> <p>日程 ①毎週火曜日9:00～10:45 ②毎週水曜日13:00～14:45 ③毎週水曜日9:00～10:45</p> <p>場所 ①中の池公園運動広場 ②王仁公園運動広場 ③香里ヶ丘中央公園運動広場</p> <p>参加費 1回100円 申込不要！ 道具の無料貸出あり！ 直接会場へ(数に限りがございます)</p>	<p>広報 8～10月号</p> <p>身体のお手入れ運動講座</p> <p>日程 ①9月19日(火) ②10月13日(金) ③11月17日(金)</p> <p>時間 10:00～11:30</p> <p>場所 王仁公園(屋内)</p> <p>参加費 1回1,000円</p> <p>1回から参加OK！ 気になるご自身の体力を維持・向上させましょう</p>	<p>(お問合せ)</p> <p>王仁公園管理事務所 TEL: 072-858-3000 FAX: 072-859-7721 mail: pmo@keihan-engei.com 事務所 9:00～17:00 手続受付 9:00～16:30</p> <p>簡単！メールフォームでのお申込</p> <p>※本報掲載後にメールフォームからお申込みできます 詳細は「広報ひらかた」でご確認ください</p>

②ニュースポーツ → 王仁公園 P-PFI事業

■ 事業期間

- ・令和5年度～令和24年度(20年間)

■ 公募対象施設(運動施設)

【施設内容】

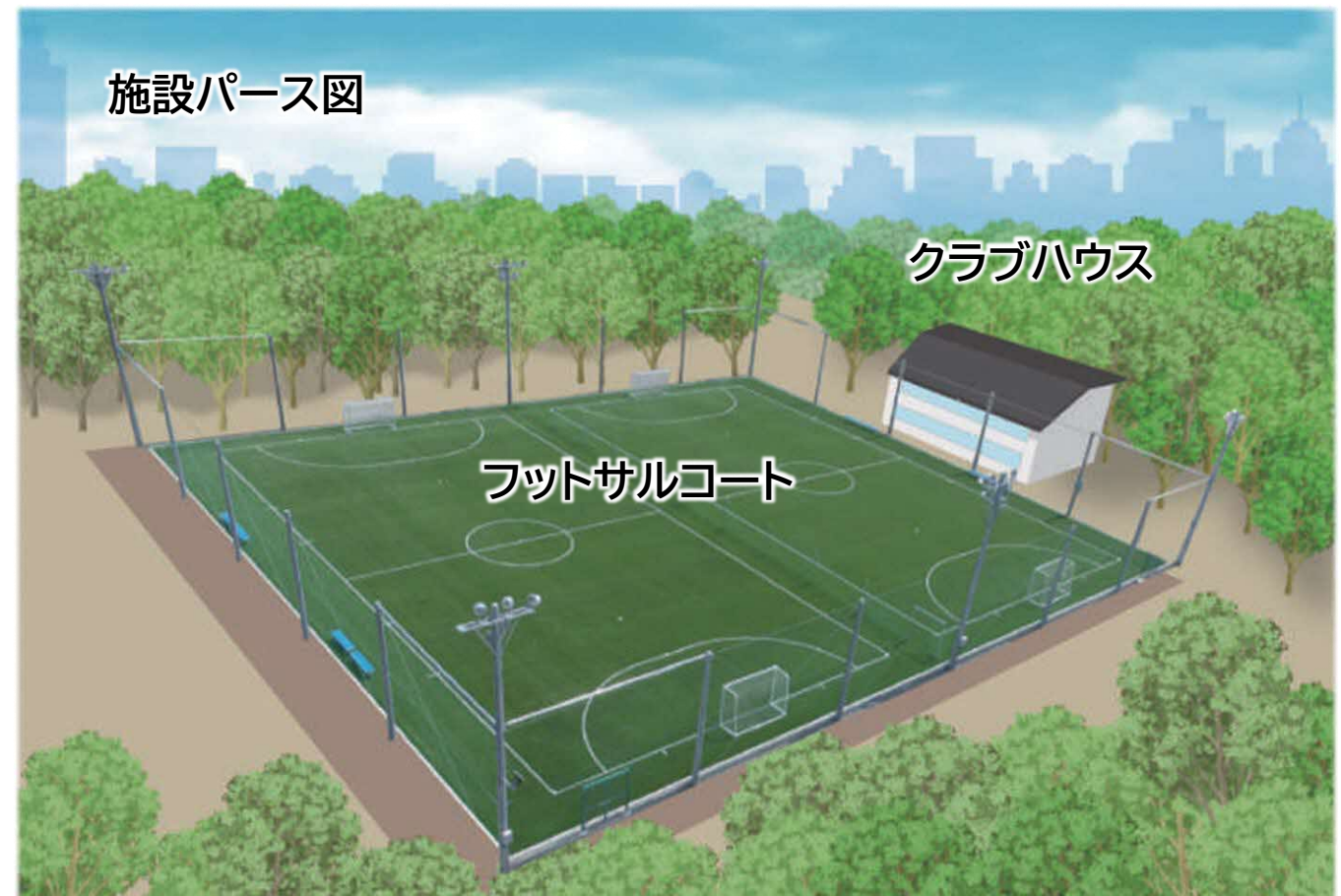
- ・フットサルコート2面(人工芝)
- ・クラブハウス1棟
- ・防球ネット
- ・LED夜間用照明

【運営内容】

- ・営業時間:平日10時～23時、
休日9時～23時(スタッフ常駐)
- ・レンタルコート、フットサルスクールなど
- ・フットサル以外の用途にて使用も可能

■ 特定公園施設(公園利用者が利用できる施設)

- ・園路照明の設置



②ニュースポーツ → 王仁公園 スケートボード場の整備

王仁公園全体図



■ 整備概要

- 現況: 植栽地
- 整備コンセプト: 初級者・中級者向け
- 工事概要:
 - ・準備工 : 樹木伐採
 - ・本体工事 : 不陸整正・土間コンクリート 擁壁・転落防止柵 など
 - ・附帯工事 : スケートボードセクション
- 工期: 令和5年11月～令和6年3月

整備イメージ



意見交換会の実施

～SKATE PARK MEETING IN 王仁公園～

- 第1回
令和5年6月28日
- 第2回
令和5年7月21日

《主な意見》

- ・エリアを1周回れるセクションの配置など

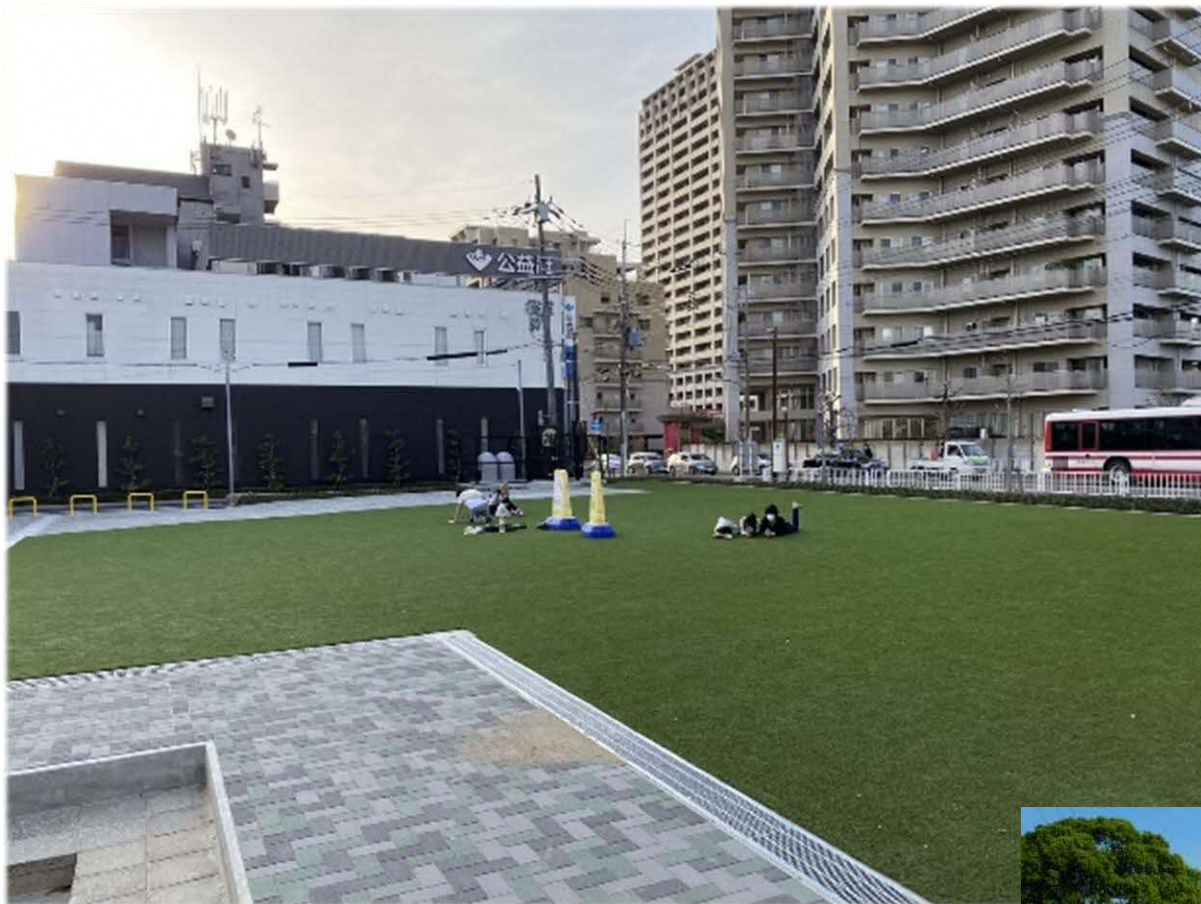


③公園の利便性向上 → 楠葉中央公園 人工芝エリアの活用

Before



After



広場面積: 768㎡
※人工芝423㎡、ILB: 345㎡

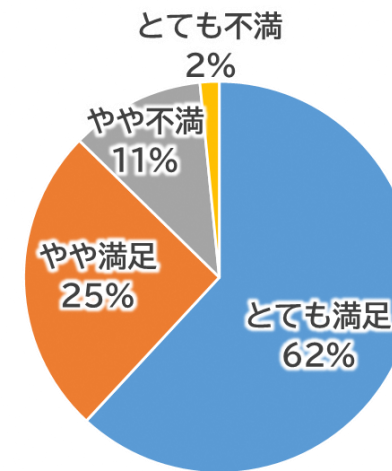
遊具は公園南側の広場に設置➡



楠葉中央公園人工芝エリア キッチンカー実証実験

期間	令和5年5月12日(金)～ 6月30日(金)
目的	新たに整備した人工芝エリアの活用を確認
実施方法	枚方市公民連携プラットフォームを活用

アンケート結果(抜粋)



・公園で遊ぶ時にお菓子等持参が荷物になるので、
テイクアウトできると嬉しい など



公園全体のご意見

- ・きれいになった、
- ・広々とした人工芝がよい
- ・また出店してほしい
- ・日陰がほしい など

市民との協働による緑化活動 ➡ 菊花展・アダプトプログラム・緑化フェスティバル等



菊花展(ニッパーク)11月開催



緑化フェスティバル 5月開催
(誕生苗木配布)



アダプトプログラム (花苗の提供、清掃) 244団体



オレンジガーデニングプロジェクト
(9月21日アルツハイマーデーとの連携)

●課題と取り組み ～みんなが楽しめる公園へ～

【課題】

少子高齢化に伴う公園利用者数の低下と
地域の自治会活動の低下

取り組み

地域と連携した公園の管理運営

➡ 地域でもっと使いやすい公園へ
～地域で話し合い柔軟な公園の活用～

・・・まずは小規模公園からはじめる

小規模公園の活用の取り組み

小規模公園の現状 <R4. 4. 1時点>

全公園 728公園

● 施設の老朽化が進行

小規模公園(500㎡未満) 409公園

● 立地条件などにより
使い勝手が悪い場合が多い

● 面積が小さくなるほど
利用されていない公園の割合が高い

<開設からの経過年度>

経過年数	箇所	割合
20年以上	298	72.8%
20年以下	111	27.1%

↓
7割以上が20年以上経過した公園

<規模の内訳と利用状況>

公園面積	公園数
200㎡未満	222公園 (54.3%)
200㎡~ 300㎡	110公園 (26.7%)
300㎡~ 500㎡	77公園 (19.0%)

↓
半数以上が200㎡以下の
極小公園

課題 → 利用されない小規模公園が増加

[利用されない主な理由]

- **少子高齢化の進行による利用者ニーズとの乖離**
 - ・ 住宅開発に伴い、ブランコなどの遊具を整備
→公園周辺に子どもがいない
- **立地条件などによる利用勝手の悪さ**
 - ・ 面積が極小(最小90㎡)、形状が不整形(三角や細長い)、
入口が階段(高齢者等の利用に影響)、道の突き当り、
公園内に段差が存在など
- **高齢化の進行とともに地域管理の公園が減少**
→施設の老朽化も加わり、市の維持管理負担が増加
(利用されない公園の剪定・除草など非効率な投資が増大)



【入口が階段】



【狭小】



【道の突き当り】

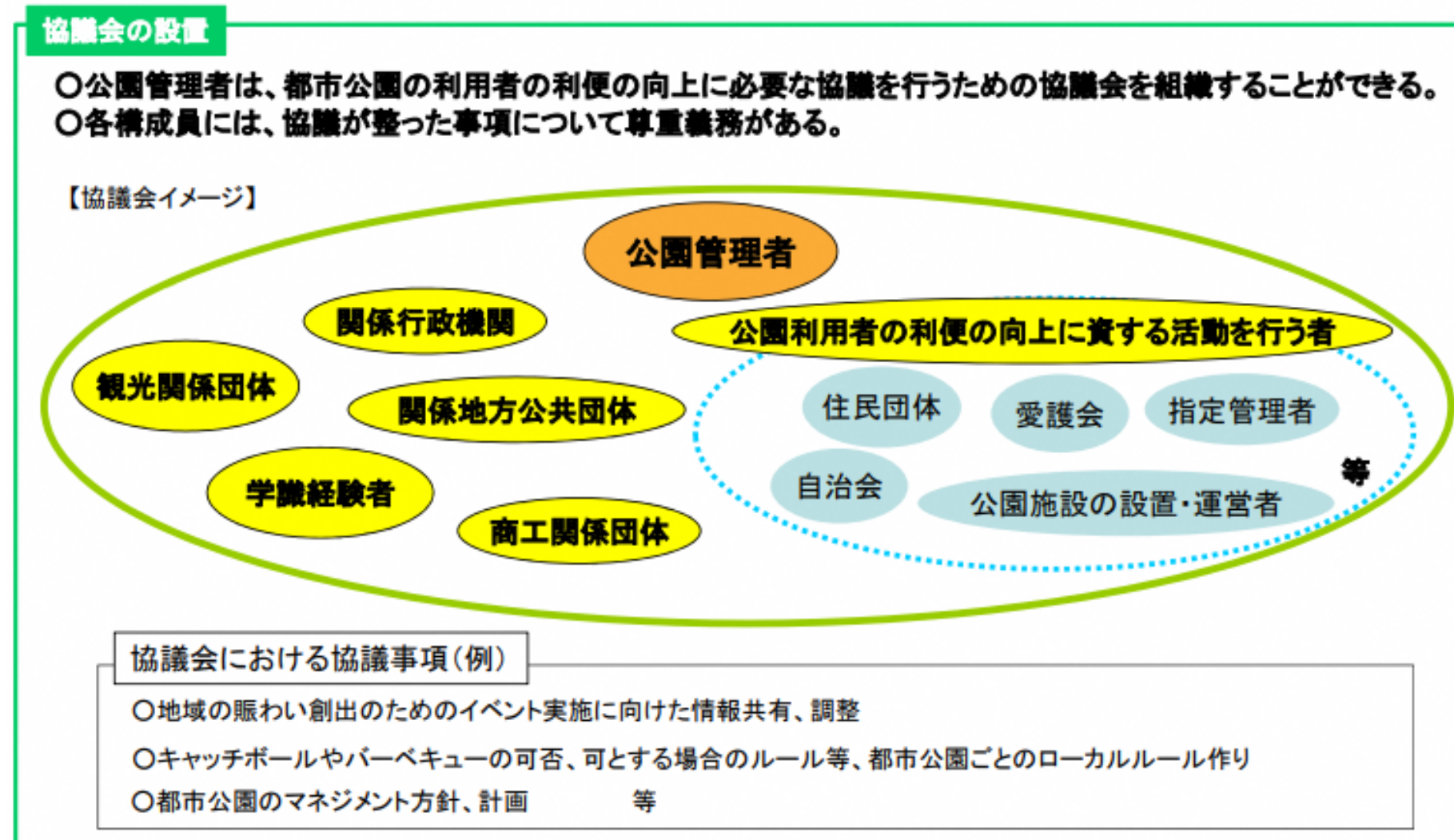
■都市公園法の改正 2017年（平成29年）の主な改正内容

- ① Park-PFIの創設
- ② 占用物件への保育所等の追加
- ③ 公園協議会制度の創設

・利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することが可能に

➡都市公園を含む地域の多様な主体をメンバーとすることで、管理運営の主体を位置づけ、パークマネジメントの方向性や具体的な方策を検討する事が出来る

➡ローカルルールが可能に



小規模公園活用の仕組みづくり

■ 対応

- 地域との協働により、小規模公園の活用を促進する仕組みを構築 + 利用者ニーズとの乖離を改善
- ➔ 地域が主体となり、**地域のニーズに応じた公園利用を可能にする**
- ➔ **地域による公園の利活用と維持管理**（市は地域のニーズに応じて、サポート）
 - ◆ **地域のニーズに応じた柔軟な公園の利活用を許可**（協議会制度の活用） ⇨ **利用の仕組みづくり**
 - ◆ **必要に応じて、地域が利活用しやすいように公園施設を再整備** ⇨ **みどりの基金の活用を検討**

元気な地域の声を直接聞く（自治会やコミュニティ中心）

<地域>

- ・ コミュニティ
- ・ 自治会
- ・ 学校、保育所他
- ・ アダプト団体
- ・ 住民

など

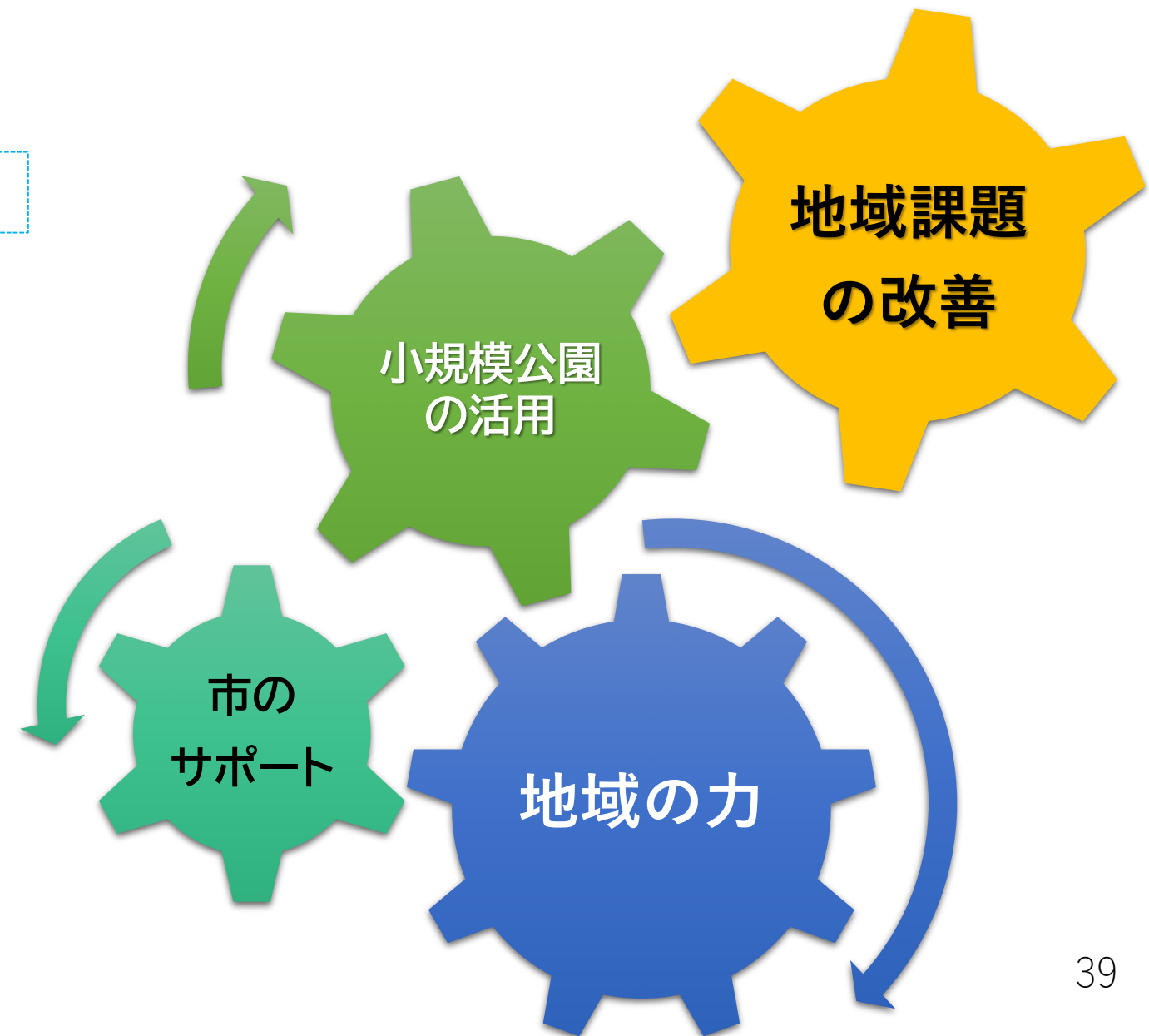
組合せ



<ニーズ>

- ・ 花木育て
- ・ ボール遊び
- ・ ドッグラン
- ・ 畑
- ・ 休憩場所

など



●課題と取り組み ～みんなが楽しめる公園へ～

【課題】

利用ニーズと利用制限のバランス

(例えば)

- ボール遊びしたいが、ボール遊びを制限する看板がある...
 - ボール遊びしたら、他の人にボールが当たって危ない、迷惑...
- ➔ どうすれば、みんなが楽しめる公園になるか

取り組み

公園利用のルールづくり

【全国事例】 公園でできることをルール化

⇒ 行政だけでなく地域と一緒にローカルルールを作成

目的別に選択可能な公園にリニューアルする パークイノベーション

東京都
足立区

区全体の公園について、機能分担を検討

○ 足立区では、パークイノベーション推進計画(※)に基づき、利用圏域の異なる3つのエリアを設定し、役割と機能を各公園に割り振り、だれもが自分が望む過ごし方に合わせて選択できる公園改修を推進している。また、ボール遊びに関するルール策定など、公園毎の実情に合わせたルールづくりも推進している。(※ 2021年に「第三次緑の基本計画」に統合)

背景・経緯

2011年	個性と魅力ある公園や、楽しく活動できる公園の整備を推進するため、「あだち 公園☆いきいきプラン」(※)を策定 (※2021年に「第三次足立区緑の基本計画」に統合)
2013年	3か所のモデル地域でプランを策定 順次公園リニューアルを実施
2018年 ～	モデル地域の検証結果を基に「パークイノベーション推進計画」策定以降、上記計画に基づき、目的に合わせて選べる公園づくりや、ボール遊びコーナー、公園トイレなどの公園施設の適正配置を推進

取組内容

- 利用圏域の異なる3つのエリアを設定し、隣り合う区立公園の役割を「にぎわいの公園」と「やすらぎの公園」に大別して、役割に沿って幼児の遊び場や憩いの場などの機能をバランスよく配置した。
- ボール遊びコーナー、公園トイレなどの公園施設の適正配置も合わせて推進。
- これらを踏まえ、個々の公園のリニューアルを順次実施。
- 公園でのボール遊びに関するルール等の策定やおすすめ公園MAPの作成も行っている。

■ 大きさの異なる3つのエリアの設定に応じた公園施設配置の考え方



■ リニューアルした公園の例



関係主体、実施体制

- モデル地域のプラン策定にあたり、町会・自治会、まちづくり推進員、スポーツ推進員、保育園など公園利用・まちづくりに関わる関係者との地域懇談会を開催し、意見をプランに反映した。

利用圏域の大きさ	エリア設定	5つの公園施設
大	おでかけエリア 約30公園/エリア	自転車を利用して行ける範囲のエリアです。
中	お散歩エリア 約7公園/エリア (区全体で70エリア)	一般利用者が歩いて行ける範囲。おでかけエリアを概ね4つに分割して設定したエリアです。
小	ご近所エリア 約2~3公園/エリア (区全体で209エリア)	お年寄りや小さい子どもが歩いて行ける範囲。近接する2~3公園を1グループとして設定したエリアです。
	その他	

■ ボール遊びができる施設の紹介

ボール遊び おすすめ公園MAP

ボール遊びのできる公園の検討

ボール遊びに
特化して検討

千葉県
船橋市

- 2014年度に市長と中学生が船橋の将来を語り合う「こども未来会議室」において、「ボール遊びのできる公園をつくる」という提案を受け、2015年度に有識者、市民代表等で構成する「船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会」を開催。
- 2016年度からボール遊びの試行と検証を市内5公園で実施し、ボール遊びができる施設やルールを整理した上で、2019年度から本格実施。

背景・経緯

2014年度	「こども未来会議室」において中学生から市長へ「ボール遊びのできる公園をつくる」ことを提案
2015年度	「船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会」設置 試行事業実施を提言
2016～ 2018年度	5公園でボール遊び試行 近隣住民や中学生へのアンケート調査実施
2019年度 ～	試行事業の結果を基にボール遊びが可能な公園を抽出し、本格運用を開始

取組内容

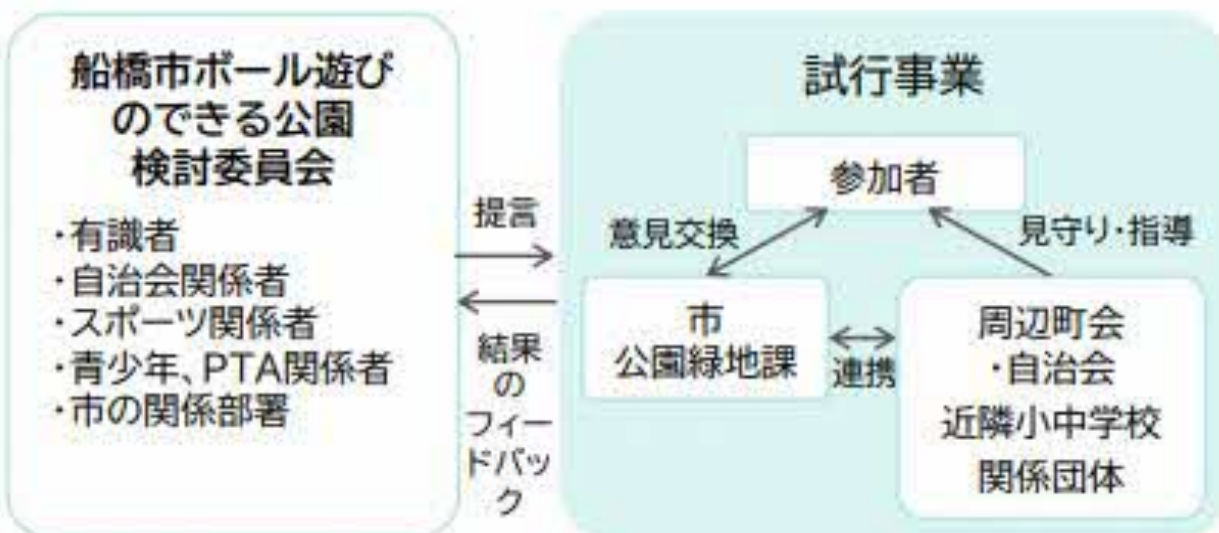
【試行事業】

- 公園の形、広さ、施設の状況等が異なる5公園でのボール遊び試行、近隣住民や中学生へのアンケート調査し、下記の事項を検証

【検証項目】

- 利用する子どもの年齢層、遊び方
- ルールやボール遊びの範囲を決める要因(年齢、広さ、施設状況、周辺状況、遊び方、利用方法)
- 公園に合ったルール設定(ボールや遊びの種類、利用方法)
- 広さ、防球施設の状況、周辺状況、利用状況による比較検討

関係主体、実施体制



【運用】

- 試行事業の結果を基に、ボール遊びが可能な公園を階層に分けて抽出(右の図の「運用段階」の公園)
- 可能な公園全てに共通する「基本ルール」と、公園の状況に応じた個別ルールを設定
- ボール遊びが可能な公園、ルールを周知し本格運用

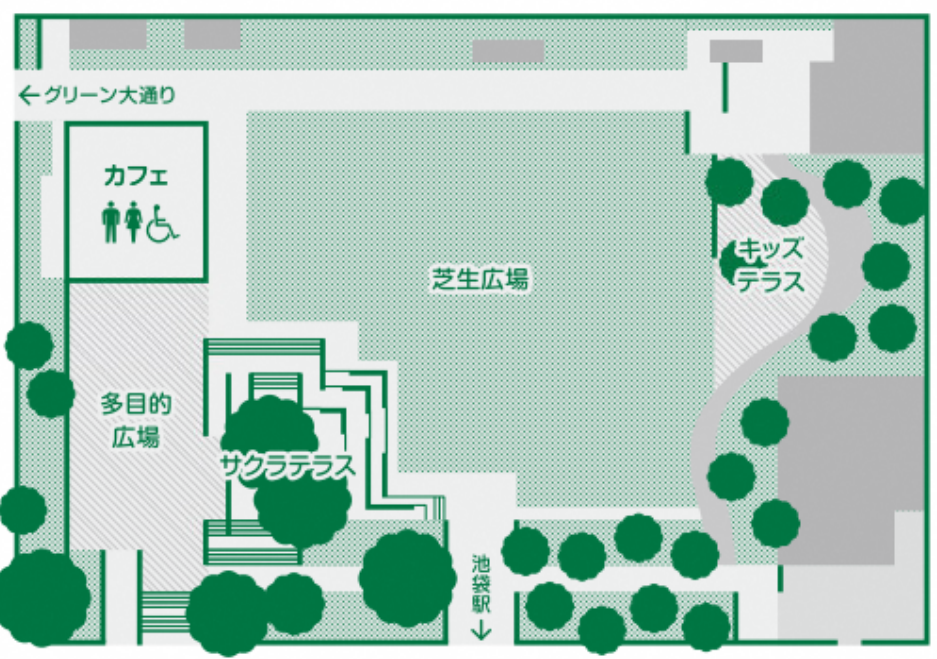


出典:「公園でのボール遊び事業平成30年度実施報告書」

【協議会の事例】東京都豊島区 南池袋公園

- 南池袋公園では、2016年の公園リニューアルを機に、行政と地域とが協働しながら公園空間の良好な保全と健全な賑わいを創出し、地域の活性化を図ることを目的に、「南池袋公園をよくする会」を設立。
- 会員は商店会・町会・区の代表者、隣地地権者、カフェレストラン(公園内施設)運営者、学識経験者、植栽管理者等で構成。公園の利用ルールや公園の更なる魅力向上に繋がる活動を話し合っている。

南池袋公園MAP 豊島区南池袋公園案内パンフレットより抜粋



(イベント実施例) フェイスブック投稿写真より抜粋

- Cleanup & Coffee Club (ゴミ拾いとコーヒータイム、毎月開催)
- 南池袋公園映画上映会 (野外映画上映会、8月27日(日)19時～21時、無料) など



- (利用ルール例)
- 芝生の利用ルール
 - 養生のための立ち入り制限
 - 自転車不可、ペット不可 等

●まとめ ～みんなが楽しめる公園へ～

- 1 公園の魅力向上で、利用者ニーズへ対応
- 2 利用目的が重なるときは、利用調整が必要
- 3 地域と話し合い、使いやすい公園へ